

女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」の公表について

当組合では、働きたい女性が個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために施行された女性活躍推進法に基づき、「一般事業主行動計画」を策定のうえ東京労働局雇用均等室に届出を行い、行動計画を実施しております。

全東栄信用組合行動計画

女性が管理職として活躍でき、男女ともに長く勤められる職場環境を作るため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年4月1日～令和9年3月31日までの5年間
2. 目標と取組内容

目標：管理職（調査役以上）に占める女性職員の割合を20%以上にする

<取組内容>

- 令和4年 4月～
女性職員の配置拡大と多様な職務の付与を実施する
- 令和4年10月～
管理職養成のための研修カリキュラムを作成する
- 令和5年 4月～
管理職候補となる男女職員に対して管理職育成研修を実施する